

悪臭対策指導指針（平成15年 9月30日名古屋市告示第 412号）

第 1 趣旨

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第45条第 2項の規定に基づき、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭の排出を防止するための指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 指導基準値

指導基準値は、別表のとおりとする。

第 3 測定方法

指導基準値に係る測定方法は、臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成 7年 9月13日環境省告示第63号）によるものとする。

第 4 指導

市長は、工場等から発生する悪臭の排出が指導基準値に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者（以下「事業者」という。）に対し、悪臭の排出を防止するために必要な措置を講ずるべきことを指導するものとする。

第 5 必要な措置

事業者が、悪臭の排出を防止するために講ずるべき必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- (2) 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置し、又は消臭剤の散布等を行うこと。
- (3) 悪臭を著しく発生する作業は、原則として、屋外においては行わないこと。
- (4) 悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、建物内に保管すること。

第 6 適用

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制措置によっては生活環境を保全することが十分でないと認められる場合に限り、適用するものとする。

附 則

この指針は、平成15年10月 1日から施行する。

別表

区 域 の 区 分		指 導 基 準 値	
種 別	該 当 地 域	工場等の敷地の境界線における臭気指数	工場等の排出口から排出される臭気指数
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	10	25
第 2 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び未指定地域	13	27
第 3 種 区 域	工業地域及び工業専用地域	15	30

備考 1 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2 第 3 種区域内に所在し、その敷地が第 1 種区域と接している工場等については、第 2 種区域に係る指導基準値を適用とする。ただし、当該工場等の敷地境界で第 1 種区域に接しない部分については、第 3 種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。